

お知らせ



学校教育課 教育委員着任

## 教育委員に 皆越美奈子さん再任

学校教育課 教務係 ☎65・1149  
教育委員として、教育行政に尽力されている皆越美奈子さん（土居一）が教育委員に再任されました。皆越さんは、「ウィズコロナでも学びを止めず、子どもたちの育成に力を尽くして参ります。地域の皆さま方のご協力どうぞよろしくお願いします。」と述べられました。



▲再任した皆越さん。

お知らせ



飯塚地区消防本部よりお知らせ

## 火災等の災害案内の 電話番号の変更について

☎飯塚地区消防本部指令課 ☎22・7601

【変更日時】5月24日(水) 17時

【電話番号】☎0180・999・889

☎0948・52・6991 に変更

【その他】5月24日(水)の10時～17時までの間、システム改修作業のため、災害案内を聞くことができません。ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

手当金



傷病手当金適用期間の延長

## 新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当金の申請はお済みですか

☎保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097  
○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（適用期間内で左記の要件を満たす方に限る）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和5年5月7日  
※保険給付を受ける権利は、労務に服することができなくなった日ごとにその翌日から起算され、2年を経過すると時効により消滅します。

【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

一時金



出産育児一時金

## 国民健康保険加入者の 出産について

☎保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097  
国民健康保険に加入されている方が出産した際には「出産育児一時金」が支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

ただし、国民健康保険加入以前に産者本人が1年以上継続して会社等に勤務後、退職して6ヶ月以内に出産した方は、以前に加入していた健康保険からの支給になります。

【支給額】出生児1人につき50万円

（産科医療補償制度未加入の分娩機関で出産の場合は48万8千円）

※令和5年3月31日以前の出産の場合は、出生児1人につき42万円

（産科医療補償制度未加入の分娩機関で出産の場合は40万8千円）

【支給方法】

- ① 医療機関等への直接支払い（直接支払制度）申請と受取を国保の加入者に代わって医療機関等が行うことにより、出産育児一時金が医療機関等に直接支給されます。これにより、窓口では実際にかかった費用と出産育児一時金との差額を支払うことで済みます。
- ② 出産後の申請に基づく支給  
医療機関等への直接支払制度の利用をしない（できない）場合や海外での出産等の場合は、窓口にて申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。